

産業医科大学社会医学系専門医研修の休止・再開手続きについて

専攻医が次の要件に該当する場合には、研修の休止が認められます。

- ・病気療養
- ・産前・産後休業(休暇)
- ・育児休業
- ・介護休業
- ・やむを得ない事由として、研修プログラム管理委員会で認められた場合

※ただし、休止期間が通算80日(平日換算)を超えた場合には、研修期間を延長する必要があります。

上記事由等により、研修を休止・再開する場合は、先ず指導医に相談したうえで、プログラム管理委員会宛てに以下の書類の提出をお願いします。

特に、休止期間が終了し研修を再開する際は、速やかに『専攻医活動再開届』を提出してください。

【提出書類】

○研修を休止する場合

- ・『専攻医活動休止届』

「活動休止期間の開始日」および「活動再開予定日」を記入

- ・休止予定期間が確認できる書類（例:勤務先に提出した休業申請書の写し 等）

○研修を再開する場合

- ・『専攻医活動再開届』

「活動休止期間」および「活動再開日」を記入

- ・休止期間が証明できる書類（例:休職証明書 等）

【提出期限】

研修の休止・再開が決定次第速やかに。

なお、『専攻医活動休止届』を提出済みで、その後に予定が変更となった場合には、先ず指導医に相談したうえで、速やかにご連絡ください。

【提出先】

産業医科大学 社会医学系専門医研修プログラム管理委員会

〒807-8555 北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1

産業医科大学 キャリア支援課 卒後修練係内

TEL:093-691-7465(直通) (内線3621) E-mail:sotsugo@mbox.pub.uoeh-u.ac.jp

なお、研修期間は諸事情で延長しても6年までが限度となっております。6年以内で修了しない場合は研修はやり直しとなりますので、ご注意ください。

その他不明な点がございましたら、上記連絡先 産業医科大学キャリア支援課卒後修練係までご連絡ください。